

医政発 0517 第 12 号

文部科学省大臣官房長 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

自動体外式除細動器（AED）の適正配置に関するガイドラインの補訂について

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）については、「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」（平成16年7月1日付医政発第0701001号厚生労働省医政局長通知）により非医療従事者である一般市民にも使用が認められて以降、学校、駅、公共施設、商業施設等を中心に急速に普及してきました。

今般、一般財団法人日本救急医療財団「非医療従事者によるAED使用のあり方特別委員会」において検討がなされ、別添のとおり「AEDの適正配置に関するガイドライン」（平成25年9月27日付医政発0927第9号）の補訂が取りまとめられましたので情報提供いたします。

このため、今般、このガイドラインを参考にし、AEDの効果的かつ効率的な設置拡大を進めていただくよう、別添のとおり、各都道府県知事あて通知したので、貴職におかれでは、その内容について御了知いただくとともに、貴省庁等所管の学校、医療機関、交通機関、商業施設等の関係団体に対して、当該通知の内容について周知いただきますよう御協力願います。